

## 静岡県告示第29号の2

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年1月19日

静岡県知事 川勝平太

### 1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
1- { 1- [ 1- ( 4-ブロモフェニル) エチル] ピペリジン-4-イル } -1, 3-ジヒドロ-2H-ベンゾ [d] イミダゾール-2-オン及びその塩類 (通称名 Brorphine)	令和4年1月20日
5- (シクロヘキシルメチル) -2- (2-フェニルプロパン-2-イル) -2, 5-ジヒドロ-1H-ピリド [4, 3-b] インドール-1-オン及びその塩類 (通称名 CUMYL-CH-MEGACLONE、CUMYL-CHMEGACLONE、CHM-SGT-151)	令和4年1月20日
メチル=2- [7-アザ-1- (5-フルオロペンチル) -1H-インドール-3-カルボキサミド] -3, 3-ジメチルブタノアート及びその塩類 (通称名 5F-MDMB-P7AICA)	令和4年1月20日

### 2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。